

＊ 4月29日（日）14時～16時中部地区市民センター4階大会議場にて開かれた講演会取材しました。

元大臣が語る

# 食と農の未来

主催：四日市種子法講演会実行委員会

協力：妹尾成幸

後援：日本の種子（たね）を守る会、四日市市

講師 山田 正彦氏



【プロフィール】

やまだまさひこ 長崎県五島市出身。弁護士、元農林水産大臣。「TPPを慎重に考える会」会長。2017年7月「日本の種（タネ）を守る会」設立。

市民の関心が高く会場は満席となりました。

## なぜ、戦後のコメや大豆、麦などの種子の安定供給を支えてきた「種子法」が廃止に？

実は、この「種子法」廃止は、TPP（環太平洋パートナーシップ）協定に関わりがあるんです。

日本国は憲法があり、その下に国内法があり、その下に省令とか条例がありますが、「条約」は憲法の下、国内法の上に来ます。

だから条約ができると国内法は次々に変えないといけません。2年前のTPP協定で日本は批准手続きまで終えたが、アメリカが離脱したので無効になり、よかったな～と思っていたら…

TPP協定は、発効はしていないけれど、日本政府は着々と協定に沿って進めているのです。

2年前の日米の交換文書のなかに『日本政府は、米国投資家（例えばアメリカのモンサント社、デュポン社など大手企業）の要望を聞いて各省庁（農水省、厚労省など）に検討させ、政府が必要と思えるものは規制改革会議に付託し、日本政府は、同規制改革会議の提言に従う』とあります。

本来なら無効だとされているところを、安倍総理は「この日米交換文書は有効である」と国会で答弁し、これに従って2016年の11月に規制改革会議にかけられ、本来なら農水省の農政審議会などにかけなければならないのに、「種子法は民間企業の参入を阻害している」として翌年2月に閣議決定し、3月に国会提出され4月にさっと通ってしまった。その2週間後に農協つぶしと騒がれた「農業競争強化支援法」が成立したのです。

これは、種子に関わる大変なことです。

これまで、種子法があることで日本の主要穀物で

## 種子法とは

戦後の日本で、コメや大豆、麦などの種子の安定供給を支えるために1952年5月に制定された法律。

あるコメ、麦、大豆は守られてきました。伝統的な日本の在来種を、国が管理し、各自治体に原種、原原種の維持、優良品種の開発、奨励、審査を義務付けてきたからです。100%自給してきました。

各県の農業試験場や種子センター、農家などが4年



かけ大変な作業をして種籾（たねもみ）を作り、厳格に監査した優良な品種を公共品種として1キロあたり600円弱と安く安定して提供

できていました。その地域に合った多様な品種（コメだけでも300品種）を提供していたのですが、「農業競争強化支援法」8条3項では、銘柄が多すぎるからと言って、大手企業のために数種に絞られることになるのです。

## 「種子法」廃止で、主要穀物の種子が、すべて民間会社に任せられると農家はどうなるのか、また消費者は？

- ①安定して安く入手していた優良品種の種子を4～8倍の価格で購入しなければならなくなる。現在民間の品種、三井化学株式会社の「みつひかり」、住友化学株式会社の「つくばSD1号」、日本モンサント株式会社の「とねのめぐみ」は、公共品種の4～10倍の価格で販売されている。消費者にも影響があるはず。
- ②「みつひかり」などはF1（エフワン）品種なので、自家採取できずに毎年新たに種子を購入しなければならない。
- ③農家は、民間会社と直接契約して、肥料・農薬等の資材はすべてセットで購入が義務付けられている。